第4次たかまつ男女共同参画プランの計画期間延長について

現行の第4次たかまつ男女共同参画プランの計画期間は、令和2年度までとなっていることから、今年度中に見直しを行い、策定予定としていたところ、香川県から、今年度策定予定であった次期かがわ男女共同参画プランについて、新型コロナウイルス感染症の影響等により、策定時期を見直すとの通知がありました。

本市の男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」に基づく計画であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画と位置付けられています。それらの根拠となるいずれの法律にも、「市町村は、国及び都道府県基本計画等を勘案し、計画を定めるように努めなければならない。」と規定されていますことから、県プラン等との整合性を図っていく必要があります。

しかしながら、県の策定スケジュールが、現段階では不確定であるため、第5次たかまつ男女共同参画プラン(仮称)の策定時期を、令和2年度中から令和3年度中の見直しとするものです。また、それに伴い、現行プランについても計画期間を1年延長し、令和3年度までとするものです。

第4次たかまつ男女共同参画プランの計画期間延長及び次期プランの計画期間について

現行プラン=平成28年度から令和2年度まで ⇒ 令和3年度まで(1<u>か年延長</u>) 次期プラン=令和4年度から令和8年度まで ⇒ 計画期間5年間

